07201

福島県

福島市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
福島市企業立地促進条例	R3.3.31	①対象業種 ・製造業を営む法人 ・物流業等を営む法人 ・情報技術・研究開発型企業 （情報通信業や学術研究・サービス業、再生可能エネルギー関連企業など、情報化、技術革新によって産業高度化に寄与する企業） ・特定集積産業を営む法人 （医療、健康、ロボット・航空、農産物加工に関連する企業） ②新設・増設・移設 ③取得面積に応じて、以下の新規地元常用雇用者及び本市転入常用雇用者の雇用があること。 (1)取得面積が 5,000 ㎡未満の場合　1人以上 (2)取得面積が 5,000 ㎡以上 15,000 ㎡未満の場合　2 人以上 (3)取得面積が 15,000 ㎡以上の場合　3 人以上 ④工業団地に立地する場合は、投下固定資産総額（家屋及び償却資産）が 1 億 5,000 万円（中小企業者にあっては、3,000 万円）以上であること。 ⑤民有地に立地する場合は、準工業地域、工業地域、工業専用地域、又は都市計画決定していない地域に立地すること。 （ただし、特定流通業務施設、研究開発機能または本社・支社機能(総務、調査、企画、その他の管理業務部門等の本社機能またはそれに準ずる支社機能（小売店舗および営業所は除く））を設置するものはこの限りではない。） ⑥用地取得後3年以内に操業を開始すること。 ⑦当初計画した事業を 10 年以上継続すること。	【用地取得助成金】 ●工業団地に立地する場合 用地取得費の 40/100 以内の額 （特定集積産業は、用地取得費の 60/100 以内の額） ●民有地に立地する場合 用地取得費の 30/100 以内の額 （上限 7,000 万円） （特定集積産業は、用地取得費の 40/100 以内の額（上限 1 億円））
		①用地取得助成金の決定を受けた企業のうち工業団地に立地する企業であること。	【操業奨励助成金】 事業所の立地に伴う固定資産税相当する額（1年あたりの上限額

			は、1,000 万円。法令等により固定資産税が減額された場合は、当該減額後の固定資産税相当額)。対象期間は3年間(特定集積産業にあっては5年間)
		①用地取得助成金の決定を受けた企業であること。 ②新規地元常用雇用者を1名以上、操業開始日から1年以上継続して雇用すること。	【雇用奨励助成金】 新規地元常用雇用者1人につき、1年間雇用するごとに 20 万円。対象期間は操業開始日から3年間(特定集積産業にあっては、5年間)。
		①用地取得助成金の奨励措置の決定を受けた企業であること。 ②本市転入常用雇用者を操業開始日から 1 年以上継続して雇用すること。	【転入支援助成金】 本市転入常用雇用者1人につき 20 万円。

07202

福島県

会津若松市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
会津若松市企業立地促進条例	H5.4	○新設 【工場・植物工場】 ①1,000 ㎡以上の敷地に新設 ②投下固定資産総額が1億円以上又は新規に雇用される常勤従業員が、工場は 30 人以上、植物工場は 20 人以上 【事業所・研究所・コールセンター】 ①通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、自然科学研究所、製造業の研究部門及びコールセンター ②投下固定資産総額が 5,000 万円以上又は新規に雇用される常勤従業員が、事業所は5人（中小企業者は2人）以上、研究所又はコールセンターは 20 人以上	企業立地奨励金 ○固定資産税相当額（土地及び建物分）3年間交付
		○増設 【工場・植物工場】 ①建築面積 500 ㎡以上 ②投下固定資産総額が 3,000 万円以上又は新規に雇用される常勤従業員が、工場は 20 人以上、植物工場は 10 人以上 【事業所・研究所・コールセンター】 ①通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、自然科学研究所、製造業の研究部門及びコールセンター ②投下固定資産総額が 2,000 万円以上又は新規に雇用される常勤従業員が、事業所は1人以上、研究所又はコールセンターは 10 人以上	
		○移転 【工場・植物工場・事業所・研究所・コールセンター】 ・移転前より建築面積を縮小しないもの	
		○建物賃貸借・新設 【工場】 ・新規に雇用される常勤従業員が 30 人以上	賃貸借型企業立地奨励金 ○年間の建物賃借料の 1/4（中小企業者が事業所の用に供

		【研究所・コールセンター・植物工場】 ・新規に雇用される常勤従業員が 20 人以上 【事業所】 ・新規に雇用される常勤従業員が5人（中小企業者は2人）以上	する建物を賃借する場合は1/2）相当額を3年分交付（単年上限 500 万円）
		○建物賃貸借・増設 【工場】 ・新規に雇用される常勤従業員が 20 人以上 【研究所・コールセンター・植物工場】 ・新規に雇用される常勤従業員が 10 人以上 【事業所】 ・新規に雇用される常勤従業員が1人以上	
		○償却資産の設置 【工場・植物工場・事業所・研究所・コールセンター】 ・投下償却資産総額（機械・装置に限る）が 5,000 万円以上、かつ新規に雇用される常勤従業員が1人以上	設備投資奨励金 ○固定資産税相当額（償却資産）1回交付
		○新規の雇用 【工場・植物工場・事業所・研究所・コールセンター】 ・上記の各奨励金の交付要件のいずれかを満たし、新規に雇用される本市居住の常勤従業員が 10 人以上	雇用奨励金 ○1人当たり 10 万円を1回交付

07203

福島県

郡山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
郡山市商工業振興条例	S63.4	1. 工場等を特定区域に新設、増設または移転する商工業者で次の要件を満たすもの 1) 投下固定資産総額が3億円以上(中小企業者は、1億円以上)であること 2) (新設)郡山市と土地譲渡契約を締結し、当該契約締結後5年以内に工場等の操業を開始すること (増設または移転)郡山市、財団法人郡山市開発公社または郡山異業種協同組合と土地譲渡契約を締結すること ※1 工場等:工場、試験研究施設、物流施設、情報通信関連施設	企業立地促進事業(取得型) 操業補助金 ○工場等の新設、増設または移転に係る土地取得費の 25%以内の額(特定業種は令和5年3月 31 日まで 30%以内の額)とし、1億円を限度とする ※2 特定業種:再生可能エネルギー、医療、ロボット、航空宇宙、次世代自動車関連産業
		1. 工場等を特定区域に新設、増設または移転する商工業者で次の要件を満たすもの 1) 投下固定資産総額が3億円以上(中小企業者は、1億円以上)であること 2) (新設)郡山市と土地譲渡契約を締結し、当該契約締結後5年以内に工場等の操業を開始すること (増設または移転)郡山市、財団法人郡山市開発公社または郡山異業種協同組合と土地譲渡契約を締結し、建物の取得を伴うこと	企業立地促進事業(取得型) 企業立地補助金 ○工場等の新設に係る固定資産税及び都市計画税が賦課された年度以後5年度分(増設または移転は、3年度分)の固定資産税額及び都市計画税額の合計額とする ただし、各年度2,000万円を限度とする
			企業立地促進事業(取得型) 雇用促進補助金

		工場等を特定区域に新設、増設または移転する商工業者で次の要件を満たすもの 1) 投下固定資産総額が3億円以上(中小企業者は、1億円以上)であること 2) (新設)郡山市と土地譲渡契約を締結し、当該契約締結後5年以内に工場等の操業を開始すること (増設又は移転)郡山市、財団法人郡山市開発公社または郡山異業種協同組合と土地譲渡契約を締結すること 3) 操業開始日から 60 日以内に新規雇用者を5人以上雇用し、かつ、引き続き1年以上雇用すること 4)(増設又は移転)申請日の雇用者数から、操業開始日の1年前の日の雇用者数を減じた数が5人以上であること	○工場等の新設、増設または移転にあたり、新規雇用者1人につき 10 万円を乗じて得た額以内の額とし、2,000 万円(増設又は移転は、申請日の雇用者数から操業開始日の1年前の雇用者数を減じた額に 10 万円を乗じて得た額、又は 2,000 万円のいずれか低い額)を限度とする
郡山市商工業振興条例	S63.4	賃借物件により事業所等を新設又は増設する商工業者で次の要件を満たすもの 1) 操業開始日から60日以内に新規雇用者を5人以上雇用し、引き続き1年以上雇用すること。 2)(増設)申請日の雇用者数から、操業開始日の1年前の日の雇用者数を減じた数が5人以上であること ※3 事業所等:工場、試験研究施設、物流施設、情報通信関連施設 ※4 工場は※2 の特定業種に限る ※5 物流施設の対象地域は、郡山西部第一工業団地及び郡山西部第二工業団地に限る	企業立地促進事業(賃借型) 操業補助金 ○事業所等の新設または増設に係る3年分の業務の用に供する土地及び建物の年間の賃借料の合計額の2分の1以内の額とし、各年度 500 万円を限度とする
			企業立地促進事業(賃借型) 雇用促進補助金 ○新規雇用者1人につき 10 万円(短時間・有期雇用労働者は、5万円)を乗じて得た額以内の額とし、2,000 万円(増設は、申請日の雇用者数から操業開始した日の1年前の雇用者数を減じた額に 10 万円を乗じて得た額、又は 2,000 万円のいずれか低い額)を限度とする。

詳しくはこちら(郡山市助成制度のご案内)

https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/121/4874.html

07204

福島県

いわき市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新増設　2,700 （原子力発電施設等立地地域の振興に関する特例措置法）	製造業　— 製造業以外　15	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
いわき市工場等立地促進条例	H18.4	○事業者が本市の区域内で工場等の新設を行う場合で、次の各号のいずれにも該当するものであること。ただし、特定新設奨励金の交付要件に該当する場合を除く ①投下固定資産総額が 5,000 万円（大企業 1 億円以上）以上であること ②令和3年4月1日から令和8年3月 31 日までの間に用地取得または借地すること ③操業の開始の日から1年を経過する日まで、従業員の数が常時 3人以上であること ④用地取得または借地の契約締結から3年以内（立地にあたり許認可等を必要とする場合及び用地が整備を必要とする場合は、5年以内）に操業を開始すること	新設奨励金 ○工場等の新設又は増設に係る投下固定資産総額に 5/100 を乗じて得た額とし、1億円（新設する工場等の操業の開始の日から1年を経過する日まで、従業員の数が常時 30 人以上である場合にあっては、5億円）を限度とする
		○事業者が規則で定める地域（いわき四倉中核工業団地）又は工業専用地域、工業地域及び準工業地域内で工場等の新設を行う場合で、次の各号のいずれにも該当するものであること ①投下固定資産総額が1億円以上（土地代は除く）であること ②令和3年4月1日から令和8年3月 31	特定新設奨励金 ○工場を立地するに要した投下固定資産総額に5/100（いわき四倉中核工業団地又は次の各号のいずれにも該当する場合は、用地の取得価額にあっては 20/100 とし、投下固定資産総額にあっては5/100 とする)を乗じて得た額とし、1億円（いわき四倉中核工業団地又は次の各号のいずれにも該当する場

		日までの間に用地取得または借地すること ③操業の開始の日から1年を経過する日まで、従業員の数が常時 3人以上であること ④用地取得または借地の契約締結から3年以内（立地にあたり許認可等を必要とする場合及び用地が整備を必要とする場合は、5年以内）に操業を開始すること	合にあっては5億円）を限度とする ①規則で定める地域（四倉中核工業団地）及び都市計画法第2章で定められた工業専用地域内で工場等の新設を行うこと ②工場等の新設に係る操業の開始の日から1年を経過する日まで、従業員の数が常時10 人以上であること
		○事業者が本市の区域内で工場等の新設または増設を行う場合で、次の各号のいずれにも該当するものであること。ただし、新設奨励金及び特定新設奨励金の交付要件に該当する場合を除く ①投下固定資産総額が 5,000 万円（大企業 1 億円以上）以上であること ②操業の開始の日から1年を経過する日まで、従業員の数が常時零以上であること	増設奨励金 ○投下固定資産総額に5/100 を乗じて得た額とし、1億円（工場等の増設に係る操業の開始の日から1年を経過する日まで、従業員の数が常時 50 人以上である場合にあっては5億円）を限度とする
いわき市本社機能移転等事業者支援条例	H29.3	○事業者が福島県の地域再生計画に基づき、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受け、事業者が本社機能（調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理部門等、ただし工場や店舗などは除く）を移転または拡充して事業を行う場合	本社機能移転等事業者奨励金 ○地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従い整備した特定業務施設（本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設、ただし工場を除く）において常時雇用する従業員1人につき200 万円/年（3年間で最大 600 万円）とし、限度額なし

07205

福島県

白河市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

<table>
<tr><th colspan="2">適用基準</th><th rowspan="2">措置事項</th><th rowspan="2">措置範囲</th><th rowspan="2">適用期間</th></tr>
<tr><th>投下固定資本額　（万円以上）</th><th>従業員　（人以上）</th></tr>
<tr><td>促進区域
農林漁業関連業種　5,000
上記以外　10,000

（地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者）</td><td>―</td><td>課税免除</td><td>固定資産税
（土地・家屋・構築物）</td><td>3年間</td></tr>
<tr><td>地域活力向上地域
新増設　3,800（中小企業 1,900）

（地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定事業者）</td><td>―</td><td>【移転型】
課税免除

【拡充型】
不均一課税
初年度(0)
第2年度(0.467%)
第3年度(0.933%)</td><td>固定資産税
（土地・家屋・構築物・償却資産）</td><td>3年間</td></tr>
<tr><td colspan="2">過疎地域（表郷地域・大信地域）
<table>
<tr><td colspan="2">事業者の規模
（資本金）</td><td>5,000万円以下</td><td>5,000万円超
1億円以下</td><td>1億円超</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td>機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設、制作、改修等に係る取得</td><td colspan="2">機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取得価額</td><td>製造業・旅館業</td><td>500万円以上</td><td>1,000万円以上</td><td>2,000万円以上</td></tr>
<tr><td>農林水産物等販売業・情報サービス等</td><td colspan="3">500万円以上</td></tr>
</table></td><td>課税免除</td><td>固定資産税
（土地・家屋・償却資産）</td><td>3年間</td></tr>
</table>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
白河市企業立地促進条例	H17.11	①指定区域の場合 1）投下固定資本総額 5,000 万円以上 2）用地取得又は借地面積 1,000 ㎡以上	立地奨励金 ①指定区域の場合 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税相

		3) 建築延床面積 200 ㎡以上 ②指定区域外の場合 1) 福島県工業開発条例に基づく新設の届出対象企業 2) 投下固定資本総額 5,000 万円以上 3) 用地取得又は借地面積 1,000 ㎡以上 4) 建築延床面積 200 ㎡以上 ①、②ともに工場等の用地取得又は借地後3年以内に工場等家屋の建設に着工すること。ただし、用地を取得又は借地する前に先行して工場等家屋の建設に着手し、操業又は営業を開始した場合も含む。 本市との間に工場等立地に関する協定(これに準ずるものを含む。)を締結していること。	当額 (5年間交付)限度額5億円 ②指定区域外の場合 工場の新設に係る土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税相当額 (3年間交付)限度額3億円 ①、②ともに操業又は営業を開始した年の翌年度から連続して交付する。
		①立地奨励金の交付要件に同じ ②操業・営業開始時の常時雇用従業員数 ・製造業:10 人以上かつ引続き1年以上雇用していること ・その他の業種:5人以上かつ引続き1年以上雇用していること	雇用促進奨励金 ○ 常時雇用白河市内居住者 1人あたり 10 万円 ○常時雇用白河市外居住者 1人あたり5万円 ○限度額 指定区域の場合においては新設及び増設それぞれにつき 1,000 万円 指定区域外の場合においては 500 万円
		①立地奨励金の交付要件に同じ ②操業・営業開始時までに実施した緑化及び緑地整備事業	環境整備奨励金 ○緑化及び緑地整備事業に要する費用の 1/2 以内 ○限度額 指定区域の場合においては新設及び増設それぞれにつき 1,000 万円 指定区域外の場合においては 500 万円
		①立地奨励金の交付要件に同じ ②指定区域内の用地の取得又は借地と同時に住宅用地を 1,000 ㎡以上取得すること	住宅取得奨励金 ○工場等の新設又は増設それぞれにつき住宅用地に係る土地の不動産取得税相当額が限度
		①立地奨励金の交付要件に同じ ②新設又は増設された工場等において、	工業用水道奨励金 ○工業用水道使用料の 1/2 を操業又は

		白河市工業用水道事業給水条例（平成 17 年白河市　条例第 186 号）に定める工業用水の供給を受けていること	営業を開始した月から連続した5箇年の交付。ただし、増設に係る工業用水道奨励金の交付期間は当該増設した工場等が操業又は営業を開始した月から既に交付を受けている工業用水道奨励金の交付期限までとする

07207

福島県

須賀川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(1)福島県地域再生計画『福島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト』に適合すること (2)本社機能の移転・拡充による特定業務施設の新増設・移転 ＊ 本社機能(特定業務施設):「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所又は研究所、若しくは研修所であって重要な役割を担う事業所(工場及び当該地域を管轄する営業所等は含まない) (3)本社機能の従業員数が5人(中小企業2人)以上増加すること(移転型の場合、増加従業員の過半数は東京 23 区にある事業所からの転勤者であること) (4)事業期間は令和6年3月 31 日まで 〈須賀川市本社機能移転促進奨励金交付要綱〉		○移転型 課税免除 ○拡充型 課税軽減 1年目 0/10 2年目 1/10 3年目 1/10	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
須賀川市工場等立地促進条例	S62.4	(1)工場等立地奨励金 【対象地域】 ①地方公共団体等施行の工業団地等として分譲している地域 ②茶畑地区産業拠点整備事業地域 ③都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第8条第1項第1号に掲げる準工業地域、工業地域及び工業専用地域(地方公共団体等施行の工業団地等として分譲している地域を除く) 【対象業種】 ・製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、産業支援サービス業、その他産業の活性化に資するものとして特に市長が認める事業 【対象要件】 ・上記対象業種の用に供する施設の新設・増設・移転 ・用地取得面積 1,000 ㎡以上かつ建築面積 300 ㎡以上であること	(1)工場等立地奨励金 対象地域①② ○用地取得額の 60%以内 ○限度額なし 対象地域③ ○用地取得額の 30%以内 ○限度額 新規雇用者数 ・100 人以内 1億円 ・101 人以上 2億円

		・用地取得時から5年以内に操業を開始すること。ただし、社会経済情勢等により、市長が認める場合はこの限りでない。 ・工場等の操業開始日に常時雇用者を5人以上雇用していること。	
		⑵雇用促進奨励金 【対象業種】 ・製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、産業支援サービス業、その他産業の活性化に資するものとして特に市長が認める事業 【対象要件】 ・上記対象業種の用に供する施設の新設・増設・移転 ・用地取得面積 1,000 ㎡以上又は建築面積 300 ㎡以上であること(借地の場合、建築面積 300 ㎡以上) ・操業開始日から1年以内において新規雇用者 10 人以上(中小企業は5人以上)で、引き続き1年以上雇用していること。ただし、新規雇用者のうち市内居住者が5人以上(中小企業は3人以上)であること	⑵雇用促進奨励金 ○新規雇用従業員 ・市内居住者　50 万円/人 ・市外居住者　15 万円/人 ○3年間(操業開始日から)
須賀川市本社機能移転促進奨励金交付要綱	H28.3	1.福島県地域再生計画『福島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト』の認定事業であること 2.本社機能の移転・拡充による特定業務施設の新増設・移転 ＊ 本社機能(特定業務施設):「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所又は研究所、若しくは研修所であって重要な役割を担う事業所(工場及び当該地域を管轄する営業所等は含まない)	
		⑴本社事業所等立地奨励金 ・土地取得面積、建築面積、賃借面積の要件なし ①土地取得の場合 ②事業所賃借の場合	⑴本社事業所等立地奨励金 ①土地取得の場合 ○土地取得額の 60% ②事業所賃借の場合 ○年間賃借額の 30% ○3年間
		⑵雇用促進奨励金 ・操業開始時において、市内居住者の新規雇用者が5人以上で、引き続き1年以上雇用していること ・転勤者は住民移動して1年以上経過していること	⑵雇用促進奨励金 ○新規雇用従業員 ・市内居住者　50 万円/人 ・市外居住者　15 万円/人 ○転勤者 20 万円/人 ○3年間
		⑶高速道路利用奨励金 ・出発または到着のインターチェンジが須賀川インターチ	⑶高速道路利用奨励金 ○年 100 万円以内

		ェンジとなっていること ・会社名義の ETC カードを利用していること ・利用目的が本社機能移転に付随する業務であること	○3年間
須賀川テクニカルリサーチガーデン企業用地地盤調査等補助金交付要綱	R2.4	【対象地域】 ・須賀川テクニカルリサーチガーデン内 【対象経費】 ・地盤調査費、地盤改良費、その他 【対象業種¥¥】 ・製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、産業支援サービス業、その他産業の活性化に資するものとして特に市長が認める事業 【対象要件】 ・須賀川テクニカルリサーチガーデン内に工場等を新設又は増設する事業者	○補助率 1／2 ○補助限度額 須賀川テクニカルリサーチガーデン企業溶離分譲価格の 10%
須賀川市空き工場等活用支援事業補助金	R3.4	【対象業種】 ・製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、産業支援サービス業、その他産業の活性化に資するものとして特に市長が認める事業 【対象要件】 ・常時雇用者5人以上（中小企業は3人以上）であること ・建築面積及び操業面積100㎡以上であること	○補助率 年間賃借料の1／2 （年500万円限度） ○3年間

詳しくはこちら ⇒ 1. 須賀川市の立地支援制度

2. 本社機能移転・拡充に対する支援制度

3. 須賀川テクニカルリサーチガーデン

07208

福島県

喜多方市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
過疎地域 ＜新増設＞ 製造業、旅館業 500 万円(資本金規模 5,000 万円以下) 1,000 万円(資本金規模 5,000 万円超 1 億円以下) 2,000 万円(資本金規模 1 億円超) 農林水産物等販売業、情報サービス業等 500 万円	—	課税免除	固定資産税	3年間
全 域 3,000 (市単独の優遇措置、製造業に限る)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
喜多方市工場等立地促進条例	H18.1	【対象業種】 市の指定する業種 【指定地域】 市の指定する地域 1.次に掲げる要件のいずれかに該当すること ①設備投資総額 5,000 万円以上 (ソフトウェア業に係る工場等の設置にあっては、1,500 万円以上) ②用地取得面積 2,500 ㎡以上 (ソフトウェア業等に係る工場等の設置にあっては、1,250 ㎡以上) ③建築面積 500 ㎡以上 (ソフトウェア業等に係る工場等の設置にあっては、250 ㎡以上) 2.新設にあっては用地取得後3年以内に操業を開始し、増設及び移転にあっては、その1年以内に操業を開始すること 3.操業開始後1年以内に常時雇用の従業員3人以上を新たに雇用し、かつ、当該雇用人数の過半数の者が市内に住所を有すること	工場等設置助成金 ○助成金等の額は設備投資総額の 20%以内 ○限度額 新規常時雇用従業員数 ・3～20 人未満 200 万円/人 ・20～40 人未満 250 万円/人 ・40 人以上 1億円

		○上記1・2の要件に該当し、かつ、 上記3の規定により雇用した従業員を引続き、1年以上雇用していること	雇用促進助成金 ○常時雇用従業員で喜多方市に住所を有する者1人につき 20 万円 ○限度額　1,000 万円
		○次に掲げる要件のすべてに該当すること 1.設備投資総額が3億円以上又は用地取得面積が5,000 ㎡以上であること 2.工場を新設する場合は、用地取得後3年以内、工場を増設又は移転をする場合は、増設、移転後1年以内に操業を開始する予定であること 3.操業開始後、1年以内に常時雇用の従業員 20 人以上を新たに雇用し、かつ、当該雇用人数の過半数の者が市内に住所を有することが見込めること	環境整備事業 ○次に掲げる事業の全部又は一部の実施 1)道路の新設または改良 2)用排水路の新設または改良 3)上水道の敷設 4)前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める施設の設置

07209

福島県

相馬市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　2,700 (原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)	製造業　— 製造業以外　15	不均一課税	固定資産税	3年間
新増設　農林漁業関連業種　5,000 上記以外　10,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
本社機能の移転・拡充 (地方活力向上地域特定業務施設整備事業)	大企業　10 中小企業　5	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
相馬市地域総合整備資金貸付要綱	H10.3	【対象者】 法人格を有する団体 【対象事業】 市が策定する地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業で、次の各号のいずれにも該当する事業 ①公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの ②貸付対象事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの) ③貸付対象費用の設備投資の総額(用地取得費を除く。)が2,500万円以上のもの ④用地取得等契約後5年以内に貸付対象事業の営業開始が行なわれるもの	融資 ○対象 設備の取得・試験研究開発費等設備の取得に伴い必要となる付随費用 ○貸付額 貸付対象事業の費用から国庫補助金等の額を控除した額の 45%限度 ・概ね 500 万円以上 25 億3千万円以下 ○貸付利率　無利子 ○貸付期間　4年以内 ○償還期間　15 年以内 (据置期間5年)

07210

福島県

二本松市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新増設　2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
新増設 農林漁業関連業種　5,000 上記以外　10,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
二本松市企業立地資金融資要綱	H17.12	立地企業 (原則として中小企業) (新設の場合原則として新規雇用10人以上) 新設・増設・移転 ○機械・設備の取得 ○工場・構築物等の取得・整備 ○工場用地の取得及び造成	融資 ○期間　10年以内 (うち据置2年以内) ○利率　年2.1%以内 ○担保・保証人 (金融機関の定めるところによる) ○限度額 1企業1億円限度で対象事業費の70%以内(特に必要と認める場合は2億円)
二本松市工場等立地促進条例	H17.12	○対象業種 製造・道路貨物運送・倉庫・梱包・卸売業、産業支援サービス業(特定16業種)のほか市長が認める事業 ○指定地域 次の何れかの地域に立地すること 1)準工業・工業・工業専用地域 2)産業導入地区 3)開発行為許可区域 4)市長が認める区域 ○対象要件 1.新設	工場等立地奨励金 ○交付額 固定資産税額相当額を交付 ①土地取得を伴い、当該土地に新・増設、移転する場合は、土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税相当額 ②土地取得を伴わない場合は、家屋及び償却資産に対する固定資産税額相当額 ○交付期間 5年間(操業開始の日以後最初に課

		次の要件をすべて満たすこと 1)用地取得面積 1,500 ㎡以上でかつ建築(取得)面積 500 ㎡以上 2)投下固定資産総額 7,500 万円以上 3)用地取得後3年以内に操業開始 2. 増設、移転 次の要件をすべて満たすこと 1)用地取得面積 1,000 ㎡以上又は建築(取得)面積 330 ㎡以上 2)投下固定資産総額 5,000 万円以上 3)用地取得を伴う場合は3年以内に操業開始	税される年度を初年度とする) ※二本松市税特別措置条例に基づく課税免除を優先適用
		○対象業種、指定地域とも同上 ○対象要件 新・増設、移転 次の要件をすべて満たすこと 1)用地取得面積 1,000 ㎡以上又は建築(取得)面積 330 ㎡以上 2)操業開始の日から 90 日以内に新規雇用者 10 人以上で1年以上雇用、ただし市内に住所を有する者が半数以上	雇用促進奨励金 ○交付額 10 万円／人(市内に住所を有する新規雇用者) ※交付は1回限りとする

07211

福島県

田村市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域 ＜製造業、旅館業＞ 500（資本金規模5,000万円以下） 1,000（資本金規模5,000万円超1億円以下）※ 2,000（資本金規模1億円超）※ ＜農林水産物等販売業、情報サービス業等＞ 500（資本金規模5,000万円以下） 500（資本金規模5,000万円超）※ ※新増設のみ	―	課税免除	固定資産税	3年間
促進区域新増設　製造業等　10,000 農林漁業関連業種　5,000 （地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者）	―	課税免除	固定資産税	3年間
特定復興産業集積区域 新増設　― （東日本大震災復興特別区域法に基づく指定事業者）	―	課税免除	固定資産税	5年間
地方活力向上地域 新増設　3,800 （中小企業者　1,900） （地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定事業者）	―	（移転型） 課税免除 （拡充型） 初年度　0% 第2年度　0.46% 第3年度　0.93%	固定資産税	3年間
市内全域 中小企業者等 （中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画認定事業者）	―	不均一課税	固定資産税	3、4、5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
田村市工場立地促進条例	H17.3	【対象地域】 次のいずれかに該当する地区 ①農村地域工業等導入促進法による工業等導入地区 ②工場立地法の規定による工場適地とされた地区 ③国土利用計画田村市計画による工場用地 ④その他工場適地として市長が認めた地区 【対象要件】 工場の新設又は増設をした事業者 ①工場用地取得又は借地面積 3,000 ㎡以上、若しくは一体性を有する土地に新設又は増設した工場の延べ床面積 500 ㎡以上 ②用地取得又は借地の日から3年以内に操業を開始すること	工場立地奨励金 ○工場を新設又は増設した工場に係る市が課税する固定資産税相当額 ○固定資産税を課することとなった年度から、新設は 10 箇年、増設は3箇年 ○田村市税特別措置条例等の優遇措置である課税免除を優先適用
			便宜供与 ○工場用地の取得 ○労働力の確保 ○資金調達のあっせん

7212

福島県

南相馬市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
市内の復興産業集積区域(※)に製造業の工場・設備等を建設または購入した事業所 (※)国の認定を受けた市内 128 か所の区域		課税免除	固定資産税 (土地・建物 ・償却資産)	5年
		特別償却 又は 税額控除	法人税 又は 所得税	

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
南相馬市企業立地促進条例	H18.4.1	〈対象事業所〉 工場、研究・試験又は開発施設、流通関連施設、環境関連施設の設置 〈交付要件〉 ①市内に立地すること ②敷地面積 9,000 ㎡以上(中小企業 1,000 ㎡)以上の用地取得又は建築面積3,000 ㎡(中小企業500 ㎡※1)以上の工場等を建築又は取得し、又は設備を取得し、当該用地を取得又は当該工場等の建築完了若しくは取得した日から3年以内に操業開始すること。 ③投下固定資産総額が1億円(中小企業 3,000 万円※2)以上 ④操業開始から1年以内に3人以上の雇用、半数以上が市内に住所を有すること	企業立地助成金 ①新たな常時雇用者数3人以上 10 人以下 ・投下固定資産総額の 20/100 以内 ・限度額　3,000 万円 ②新たな常時雇用者数 11 人以上 30 人以下 ・投下固定資産総額の 25/100 以内 ・限度額　5,000 万円 ③新たな常時雇用者数 31 人以上 50 人以下 ・投下固定資産総額の 30/100 以内 ・限度額　1億円 ④新たな常時雇用者数 51 人以上 100 人以下 ・投下固定資産総額の 35/100 以内 ・限度額　1億 5,000 万円 ⑤新たな常時雇用者数 101 人以上 ・投下固定資産総額の 40/100 以内 ・限度額　2億円
			企業立地奨励金 ・固定資産税(償却資産を除く)相当額を3年間助成
			雇用奨励助成金 ・交付要件を満たしている事業者及び交付要件のうち①及び④を満たしている事業者 ・新たな常時雇用者1人につき 20 万円 ・限度額　1,000 万円

			緑地整備事業助成金 ・敷地面積の 20/100 を超える部分の緑地面積に係る整備費の 50/100 以内
			企業立地融資 ・事業者への融資が円滑に行われるよう融資に係る原資を市が金融機関に預託
			企業立地融資信用保証料助成金 ・企業立地融資によって融資を受けた者で福島県信用保証協会に納付した信用保証料相当額
地域総合整備資金貸付要綱	H18.1.1	①公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの ②事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの ③対象となる費用の総額が 2,500 万円以上のもの ④5年以内に事業の営業開始が行われるもの	融資 ・貸付対象事業に係る借入総額（用地取得費は設備取得費用の 1/3 を限度に算入）の 20%を限度とする ・限度額　6億円（年度を超えて複数の施設を整備する場合　9億円） ・貸付利率　無利子 ・貸付期間　4年以内 ・償還期間　15 年以内 （据置期間　3年以内） ・償還方法　元金均等半年賦償還
情報通信業立地促進事業補助金交付要綱	H28.4.1	（交付要件） 市民を新たに雇用し、賃貸により事務所を新規開設すること	①　賃借料補助金 ・対象経費：操業開始から3年以内の事務所契約賃借料 ・補助率 1年目：1/2 以内、2年目・3年目：1/3 以内 ②改装費補助金 ・対象経費：操業開始までの改装工事費（内装及び外装費） ・補助率：1/2 以内 ③雇用補助金 ・対象経費：操業開始までに新規雇用した常用雇用者及びパート雇用者に対する、1年以上の雇用に係る賃金 ・補助額：雇用対象者一人につき 20 万円を限度 ※限度額 300 万円（1事業者1年間あたり）

07213

福島県

伊達市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 製造業・旅館業 資本金 5千万円以下 500 5千万超1億円以下 1,000(※) 1億円超 2,000(※) 農林水産物等販売業・情報サービス業等 資本金 5千万円以下 500 5千万円超 500(※) ※新増設のみ	—	課税免除	固定資産税	3年間
新増設 製造業等 10,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
伊達市工場等誘致条例	H18.1	新設又は増設 ○投下予定固定資産総額 3,000 万円以上 ○常時雇用 15 人以上	便宜供与 ○工場用地等の提供又はあっせん ○排水施設の新設、改良 ○道路及び橋りょうの新設、改良 ○環境の整備 ○国・県又は他の団体の権限に属する必要な措置についてあっせん ○工場等従業員のあっせん ○金融のあっせん ○固定資産税の課税免除3年間(工業系用途地域)
伊達市雇用促進奨励金	H26.5	新設又は増設 ○増設の場合は生産性向上の設備投資額 1億円以上(中小企業は 2,000 万円以上) ○伊達市民を新規で正規雇用1年以上	補助金 ○伊達市民の新規雇用者1名あたり年額 50 万円を3年間交付 ※限度額 1社あたり 1,000 万円／年

			詳しくはこちら 《伊達市雇用促進奨励金のご案内》
伊達市企業立地促進奨励金	R3.7	市が分譲する保原工業団地の用地を取得した企業	用地取得奨励金 ○土地取得費の30％を上限とし奨励金を交付 操業奨励金 ○企業の設置に係る土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額相当額を3年間交付 詳しくはこちら ≪伊達市新工業団地（保原工業団地）について≫

07214

福島県

本宮市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
本宮市工場等立地促進条例および施行規則	H13.4	〈新設〉 ○取得しようとする土地の面積が 3,000 ㎡以上であること ○投下固定資産総額が2億円以上であること ○新規雇用者が5人以上であること ○用地取得後2年以内に工場等の操業を開始すること	工場設置奨励金 1. 交付時期 工場等設置後、市が最初に固定資産税を賦課した年度から3年間 2. 奨励金の額 各年度ごとにその固定資産税相当額に次の割合を乗じて得た金額を奨励金として交付する 1年目 固定資産税相当額の 100/100 2年目 固定資産税相当額の 80/100 3年目 固定資産税相当額の60/100
		〈増設〉 ○取得しようとする土地の面積が 3,000 ㎡以上であること ○投下固定資産総額が2億円以上であること ○新規雇用者が3人以上であること ○用地取得後2年以内に工場等の操業を開始すること ○増設した工場等が操業を開始した後も既存の工場等を3年以上操業すること	工場設置奨励金 1. 交付時期 工場増設完了後、市が最初に固定資産税を賦課した年度から3年間 2. 奨励金の額 各年度ごとに増設部分に係る固定資産税相当額に次の割合を乗じて得た金額を奨励金として交付する 1年目 固定資産税相当額の 100/100 2年目 固定資産税相当額の 80/100 3年目 固定資産税相当額の 60/100
		〈移転〉 ○取得しようとする土地の面積が 3,000 ㎡以上であること ○事業規模を維持または拡大する移転であること	工場設置奨励金 1. 交付時期 工場移転後、市が最初に固定資産税を賦課した年度から3年間 2. 奨励金の額 各年度ごとに移転部分に係る固定資産税相当額に次の割合を乗じて得た金額を奨励金として交付する 1年目 固定資産税相当額の 100/100 2年目 固定資産税相当額の 80/100 3年目 固定資産税相当額の 60/100

本宮市工場等立地促進条例および施工規則	H23.6	工業団地へ新設 ○取得しようとする土地の面積が 1,000 ㎡以上であること ○新規雇用者が5名以上であること ○造成工事完了後2年以内に操業を開始すること	助成金 ○市内の施工業者が施工した造成工事に要した費用の50%以内の額(道水路等の公共施設の整備に要した費用)を操業開始から年 2,000 万円を限度に交付

07301

福島県

桑折町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　農林漁業関連業種　5,000 上記以外　10,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者)	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
桑折町地域総合整備資金貸付要綱	H14.4	①公益性・事業採算性・低収益性等の観点から実施される事業 ②新規雇用5人以上 ③事業貸付対象費用額　総額 2,500 万円以上 ④用地取得等契約後5年以内に事業の営業が開始される事業	融資 ○対象 ・設備の取得等に係る費用 ・試験研究開発費用等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用 ○期間　15 年以内 (うち据置5年以内) ○金利　無利子 ○貸付額 事業貸付対象費用総額の 20%以内 ○限度額　6億円

07303

福島県

国見町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

<table>
<tr><th colspan="2">適用基準</th><th rowspan="2">措置事項</th><th rowspan="2">措置範囲</th><th rowspan="2">適用期間</th></tr>
<tr><th>投下固定資本額（万円以上）</th><th>従業員 （人以上）</th></tr>
<tr><td>土地・家屋・構築物
農林漁業関連業種　5,000
農林漁業関連業種以外の業種　10,000
（地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者）</td><td>—</td><td>課税免除</td><td>固定資産税</td><td>3年間</td></tr>
<tr><td>過疎地域
新増設、建物設備の改修、設備更新等※資本金 5,000 万を超える法人の場合は新増設のみ
業種、資本金により異なる
<table><tr><th rowspan="2">対象業種</th><th colspan="3">資本金</th></tr><tr><th>5,000 万円以下</th><th>5,000 万円超 1 億円以下</th><th>1 億円超</th></tr><tr><td>製造業・旅館業</td><td rowspan="2">500 万円</td><td>1000 万円</td><td>2000 万円</td></tr><tr><td>農林水産物等販売業・情報サービス業等</td><td colspan="2">500 万円</td></tr></table></td><td>—</td><td>課税免除</td><td>固定資産税</td><td>3年間</td></tr>
</table>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
国見町工場等設置奨励条例	S63．9	①工場新増設のための資産投下額 3,000 万円超 ②常時雇用 10 人以上	奨励金 ○固定資産税額以内（3年間）

07308
福島県
川俣町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新増設 製造業・旅館業 資本金規模 5000 万円以下の場合(個人を含む):500 資本金規模 5000 万円超 1 億円以下:1000 資本金規模 1 億円超:2000 農林水産物棟販売業・サービス業等 資本金規模 5000 万円以下の場合(個人を含む):500 資本金規模 5000 万円超 1 億円以下:500 資本金規模 1 億円超:500	—	課税免除	固定資産税	3年間
復興産業集積区域 新増設 (東日本大震災復興特別区域法に基づく指定事業者)		課税免除	固定資産税	5年間
企業立地促進区域 新増設 (福島県復興再生特別措置法に基づく福島県の確認を受けた事業者)		課税免除	固定資産税	5年間

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/zeimu173.html

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
産業再生・復興に係る企業立地支援補助金等	H27.5.18	町内に工場等を新設・増設する事業者に対し、初期投資費用の補助、雇用支援助成金の支給を行う。 初期投資総額 5,000 万円以上、地元新規雇用3人以上、工場等立地計画に定める事業を5年以内に完了 初期投資支援補助金及び雇用支援助成金は最大で総額 3,000 万円まで	初期投資支援補助金 ○対象経費 機械設備等の設置に要する初期投資総額(土地造成費を含む) ○補助率 3分の1以内(地元新規雇用者数に応じて交付額も増額) 雇用支援助成金 ○交付要件(すべて満たすこと) ・工場等立地計画に基づき雇用されていること

			・新設または増設する工場等において勤務することを前提に雇用されていること ・雇用開始の日から起算して1年以上継続して雇用されていること ・雇用開始の日から起算して1年以上継続して町内に住所を有していること 〇交付金額 1人あたり 20 万円（最大5年間）

07322

福島県

大玉村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員			
中小企業者　製造業等　3億円以下(地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者) 詳しくはこちら(大玉村行政情報 https://www.vill.otama.fukushima.jp/reiki_int/reiki_honbun/c522RG00000142.html#joubun-toc-span)	300人以下	課税免除	固定資産税	3年間

07342

福島県

鏡石町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設製造業等　20,000 農林水産関連業種　5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
鏡石町企業誘致条例	H19.3改正	(新設) ①町施工の工業団地内 ②投下固定資本総額が1億円以上 ③操業開始に伴い5名以上の雇用	操業奨励金 ○操業開始の翌年度から3年間交付 ○固定資産税納付額に対し 初年度　70/100 2年度　50/100 3年度　30/100
		(増改築) ①投下固定資本総額が1億円以上 ②操業開始に伴い5名以上の雇用	操業奨励金 ○操業開始の翌年度から3年間交付 ○固定資産税納付額に対し 初年度　35/100 2年度　25/100 3年度　15/100
		①敷地面積 3,000 ㎡以上又は、建築面積 1,000 ㎡以上 ②操業開始に伴い5名以上の雇用者がいること	雇用奨励金 ○常時雇用する従業員5人を超える従業員1人につき5万円、ただし、1事業者について 200 万円限度(1回限り)
		①敷地面積　1,000 ㎡以上 ②事業規模を維持又は拡大する移転であること	移転奨励金 ○操業開始年度の翌年度に限り固定資産税納付額に対し 50/100 を交付する ただし、操業奨励金と重複する場合は2つの奨励金の合計割合を 100/100 とする

07344
福島県
天栄村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新増設　製造業等　20,000 農林水産関連業種　5,000 （企業立地促進法に基づく企業立地計画承認事業者）	—	課税免除	固定資産税	3年間
【機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設、製作、改修等に係る取得】 ○製造業・旅館業（資本金 5,000 以下）　500 以上 ○農林水産物等販売業・情報サービス業等（資本金 5,000 以下）　500 以上 【機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得】 ○製造業・旅館業（資本金 5,000 超10,000 以下）1,000 以上 ○製造業・旅館業（資本金 10,000 超）　2,000 以上 ○農林水産物等販売業・情報サービス業等（資本金 5,000 超10,000 以下）　500 以上 ○農林水産物等販売業・情報サービス業等（資本金10,000 超）　500 以上 （過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域のうち過疎地域持続的発展計画における産業振興促進区域内で設備等を取得した事業者）	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
天栄村企業誘致促進条例	H15.2	工場建設等に係る投下固定資本総額が7,000 万円以上、かつ操業開始時に村内に住所を所有している雇用者が5人以上で引き続き1年以上継続して雇用していること	企業立地奨励金 ○操業開始年度の翌年度より3年間固定資産税の納付額に対し、次のように交付する 初年度　80/100 2年度　60/100 3年度　40/100

		工場の敷地面積 3,000 ㎡以上、若しくは建築面積 1,000 ㎡以上のいずれかに該当し、かつ操業開始時に村内に住所を有している雇用者が5人以上で引き続き1年以上継続して雇用していること	雇用促進奨励金 ○村内に住所を有している従業員1人につき 20 万円を乗じた額で、1,000 万円までを限度額として交付する

07362

福島県

下郷町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員　(人以上)			
新増設　製造業等　20,000 農林漁業関連業種　5,000 (地域経済牽引事業促進法に基づく基本計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域 新増設等 資本金 5,000 万円以下　500 資本金 5,000 万円超 1 億円以下　1,000 資本金 1 億円超　2,000 ※上記に関わらず 農林水産物等販売業、情報サービス業等　500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
下郷町企業立地促進条例	H24.6	町内に工場等を新設、移設、増設等をする者 ○対象となる業種 日本標準産業分類に掲げる大分類Eの製造業及び町長が特に認める事業を営むもので、指定事業者の指定を町から受けたもの ○指定基準 ・新設 1. 投下固定資産総額が 5,000 万円以上 2. 事業用地面積が 2,000 ㎡以上 3. 雇用者を 20 名以上新たに雇用(中小企業者は 5 名以上) ・移設 1. 投下固定資産総額が 5,000 万円以上 2. 事業用地面積が 2,000 ㎡以上	・事業所用地の斡旋 ・用地取得助成金 (用地取得後 2 年以内に操業を開始、引き続き操業し事業の用に供する建物を建築) 事業の用に供する建物の建築面積分の用地取得額に 10 分の 3 を乗じて得た額(上限 2,500 万円) ・操業奨励金 (投下固定資産総額が 5,000 万円以上、増設等 2,000 万円以上であり操業が開始され引き続き操業していること。) 新設、移設、増設等された土地、建物、機械設備などの固定資産税相当額。ただし下郷町税特別措置条例等の規定により減免を受けた場合はそ

		3. 雇用者数が移設前の雇用者数以上 ・増設等 1. 投下固定資産総額が 2,000 万円以上 2. 雇用者を 10 名以上増員（中小企業者は 5 名以上）	の金額を控除した残額について適用。 適用期間は、操業開始の課税年度から3箇年
			・雇用促進奨励金 （操業開始日以後1年以内に雇用者を新たに雇用し引き続き1年以上勤務している者） 本町に住所を有する従業員については 1 人につき 20 万円。 本町以外に住所を有する従業員については 1 人につき 5 万円 適用期間は、雇用された日から 3 箇年（上限は1指定事業所につき 500 万円）

07367

福島県

只見町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新増設　2,700	—	課税免除	固定資産税	初年度から 3箇年度
新増設　製造業等　20,000 農林漁業関連業種　5,000 (企業立地促進法に基づく企業立地計画承認事業者)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
只見町企業誘致及び立地促進条例	H25.7.1	①　投下固定資産総額が 3,000 万円超 ②　操業開始時に5人以上の町内在住者を雇用 ③　土地を新たに取得又は賃貸借契約締結後5年以内に事業活動を開始	奨励金 ○企業立地奨励金 操業開始後において新たに固定資産税が課税される年度から5年間、固定資産税相当額を交付 ○地域雇用創出奨励金 操業を開始した年度に限り、町内在住者の1人につき 30 万円を交付。ただし 1,000 万円を上限 ○事業用地取得奨励金 操業を開始した年度に限り、対象施設用地に係る不動産取得税相当額を交付 ○事業用地造成奨励金 操業を開始した年度に限り、対象施設用地造成費の 30%を交付 ただし 3,000 万円を上限 ○雪対策奨励金 工場敷地内の除雪対象経費の 2/3 を交付 ただし年間 300 万円を上限
		①　対象施設が、再生可能エネルギー発電所施設に該当するものであること ②　投下固定資産額が、3,000 万円以上	○再生可能エネルギー発電所立地奨励金 操業開始後において新たに固定資産税が課税される年度から3年間、固定資産税相当額を交付

		であること	総額は 3,000 万円を上限
			便宜供与 ○工場関連用地のあっせん ○労務者の確保協力 ○冬期交通の確保協力

07368

福島県

南会津町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新増設　2,700 新増設　製造業等　20,000 農林漁業関連業種　5,000 (地域経済牽引事業促進法に基づく基本計画承認事業者)	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
南会津町地域総合整備資金貸付要綱	H18.3	①公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施される事業 ②事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれる事業 ③事業の貸付対象費用の総額(用地取得費を除く)が 2,500 万円以上の事業 ④用地取得等の契約後5年以内に営業が開始される事業	融資 ○貸付額 貸付対象事業に係る借入総額(ただし、用地取得費は設備の取得に係る費用の 1/3 を限度)の 25%を限度とし、予算の範囲内による。 おおむね 500 万円以上、8億円を限度とする。 年度を越えて実施される場合の貸付額は、12 億円を限度とする。 ○貸付利率　無利子 ○貸付対象期間　4年以内 ○償還期間等 15 年(5年以内の据置期間を含む)以内とする ○償還方法等 元金均等半年賦償還
南会津町企業立地促進奨励金交付要綱	H24.1	○企業立地奨励金 製造業・新設 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。 (1)投下固定資産総額　2,700 万円以上	○当該年度の固定資産税の 1/2 相当額 (1)南会津町税特別措置条例適用の場合は、適用終了以降、新設5年間、増設3年間延長し助成する。 (2)南会津町税特別措置条例及び南会津

		(2)新規常勤従業員 10 人以上(うち町民雇用3分の2以上)	町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例非適用の場合は、新設5年間、増設3年間助成する。 (3)南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例適用の場合は、適用終了以降、新設2年間延長し助成する。 ○除雪等経費 工場等の除雪を委託する場合に限り、新設5年間、増設3年間の実績に応じ2分の1に相当する額を助成する。増設の場合は、増設部分に係る除雪経費とする。ただし、奨励金に 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨てる。 ○土地及び建物を賃借した場合も含む。ただし、奨励金は、助成対象となる事業者負担分を助成要件とする。
		製造業以外・新設 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。 (1)投下固定資産総額 2,000 万円以上 (2)新規常勤従業員5人以上(うち町民雇用3分の2以上)	
		既設工場等製造業・増設 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。 (1)建築延べ面積 300 ㎡以上 (2)投下固定資産総額 2,700 万円以上 (3)新規常勤従業員5人以上 (うち町民雇用3分の2以上)	
		既設工場等製造業以外・増設 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。 (1)建築延べ面積 200 ㎡以上 (2)投下固定資産総額 2,000 万円以上 (3)新規常勤従業員3人以上 (うち町民雇用3分の2以上)	
		○賃貸借奨励金 同上	土地及び建物に対する賃貸借料の2分の1に相当する額を3年間助成する。ただし、奨励金に 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨て、単年度限度額は 100 万円とする。
		○雇用奨励金 同上	操業開始日から1年間、又は操業開始日の属する年度のいずれかの期間において、新規常勤従業員(町民に限る。)で1年以上雇用した場合は、1年を超えない期間(12月)を雇用人数に5万円を乗じ助成し、限度額は 240 万円とする。(4人を限度とする。)
		○賃貸借奨励金 新設 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業に限る。 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。	土地及び建物に対する賃貸借料の3分の1に相当する額を3年間助成する。ただし、奨励金に 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨て、単年度限度額は 100 万円とする。

		(1)新規常勤従業員3人以上 （うち町民雇用3分の2以上） (2)土地及び建物に対する賃貸借契約を締結していること。 (1)の要件が満たされた時点で奨励金の開始時期とし、事業開始後1年以内を限度とする。	
		○雇用奨励金 新設 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業に限る。 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。 (1)新規常勤従業員3人以上 （うち町民雇用3分の2以上） (2)新規常勤従業員は、1年以上雇用すること。 (1)の要件が満たされた時点で奨励金の開始時期とし、事業開始後1年以内の新規常勤従業員を対象とする。	操業開始日から1年間、又は操業開始日の属する年度のいずれかの期間において、新規常勤従業員（町民に限る。）で1年以上雇用した場合は、1年を超えない期間（12月）を雇用人数に5万円を乗じ助成し、限度額は 240 万円とする。（4人を限度とする。）
南会津町地域活力創生事業補助金	H28.4	次の各号すべてに該当する者であること。 (1)すでに町内で製造業等を営む中小規模企業であること又は新規創業企業であること。 (2)町内に住所を有する法人又は個人であること。（操業場所が町内で本社等が町外である場合を含む。） (3)2人以上(新規創業企業の場合は3人以上)の雇用者を有すること。 (4)南会津町商工会の会員であること。 (5)町税を滞納していないこと。	補助対象経費 （①生産機械・装置費） 生産力の増加が図られる機械装置(機械・装置、工具・器具、測定工具・検査工具、電子計算機、専用ソフトウエア等)の購入及びその据え付け並びに修繕に要する経費。 （②その他の設備費） 生産力の増加を図ることを目的とした建物附属設備とその取り付け及び修繕に要する経費。 （補助金の額） (1) 中小規模企業 補助対象経費の2分の1以内とし、100 万円を上限額とする。ただし、令和2年度以前に当該補助金の交付を受けた町小規模企業は、200 万円を上限額とする。 (2) 新規創業企業 補助対象経費の2分の1以内とし、400 万円を上限額とする。

07402

福島県

北塩原村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域 新増設　　2,700	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
用地取得助成金	H24.9.1	①　村と企業立地協定を締結した立地企業等であること。 ②　投下固定資産額が新設 2,000 万円以上、増設・移設 3,000 万円以上であること。 新設の場合は村内に住所を有する者を常時3名以上雇用、増設・移設の場合は新たに1名以上常時雇用すること。	（助成率） 新設 1/2　増設・移設 1/3 （助成限度額） 1企業当たり 2,000 万円 （対象経費） 立地企業が用地を取得し造成した用地取得費及び造成費
		①　村と企業立地協定を締結した立地企業であること。 ②　投下固定資産額が 10 億円以上であること。 操業開始時の新規地元常時雇用人数（新設、増設に伴い期間を定めずに雇用され、県内に住所を有する者。）10 人以上	新設 10/10　増設・移設 5/10 （限度額） 工場建築面積の5倍以内の面積の土地を取得するための、用地取得費及び造成費（緑地等として利用する土地を除く） （対象経費） 立地企業が用地を取得し造成した用地取得費及び造成費 （上限額）1億円
雇用促進助成金	H24.9.1	次の要件をいずれも満たす場合 ①　村と企業立地協定又は村が策定した個別計画に基づく協定を締結した立地企業等であること。 ②　投下固定資産額と雇用人数が、用地取得助成金の助成の要件を満たすこと。	村内に住所を有する者を1年以上常時雇用した場合、1名につき毎年 20 万円を毎年交付する。 交付期間は、企業立地協定締結から5年を経過する日までとする。 交付限度額を1企業当たり 500 万円とする。
環境整備事業 助成	H24.9.1	雇用促進助成金の助成の要件に同じ	進入道路等の新設・改良 上下水道給排水施設整備

			上水道加入金免除 下水道分担金の免除

07405

福島県

西会津町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新増設　2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
新増設　製造業等　20,000 農林漁業関連業種　5,000 (企業立地促進法に基づく企業立地計画承認事業者)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
西会津町工場誘致条例	S46.3	町の区域内に次の各号に掲げるものに該当する工場を新設又は増設しようとする者 ①投下予定の固定資産総額 新設　5,000 万円以上 増設　2,000 万円以上 ②常時雇用従業者 新設　20 人以上 増設　10人以上	便宜供与 ①工場用地等のあっせん ②工場従業者の紹介 ③道路等を新設又は改良 ④道路の除雪等を行い積雪時の交通の確保 ⑤給水及び排水施設を新設又は改良 ⑥金融のあっせん

07407

福島県

磐梯町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新増設　2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
新増設　製造業等　20,000 農林漁業関連業種　5,000 (企業立地促進法に基づく企業立地計画承認事業者)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
磐梯町工場誘致条例	S60.3	町の区域内に次の各号に掲げるものに該当する工場を新設し、又は増設しようとする者 ①投下予定の固定資産税総額 新設　2,000 万円以上 増設　1,000 万円以上 ②常時雇用従業員　10 人以上	便宜供与 ○工場用地のあっせん ○道路等の新設、又は改良 ○上水道施設の整備 ○制度資金のあっせん

07408

福島県

猪苗代町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

要綱名	制定年月	対象者の要件	内　　容
猪苗代町空き工場活用促進事業補助金交付要綱	H27.9.1	【補助の対象となる方】 次の条件を全て満たす中小企業者。 1　事業に必要な許可を取得し、又は取得見込みであること。 2　空き工場（※1）取得後、又は賃貸借契約後6か月以内に操業を開始し、5年以上操業すること。 3　投下固定資本総額（※2）が 300 万円以上であること。 4　常時雇用する従業員数が5人以上であり、かつ、当該従業員数の2分の1以上の方が町内に住所を有すること。 5　この要綱に規定による補助金を過去に受け取っていないこと。 6　本町及び従前の居住地において、市町村税に滞納がないこと。 ※1　空き工場：猪苗代町のホームページに企業立地紹介物件として情報を掲載している建物 ※2　投下固定資本総額：空き工場の操業を開始するため建物の改修に要する経費	【補助額】 1　投下固定資本総額　×　1/2　=　補助金 ※上限 200 万円 2　1,000 円未満の端数は切り捨て。

07421

福島県

会津坂下町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新増設　2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
新増設　製造業等　20,000 農林漁業関連業種　5,000 (企業立地促進法に基づく企業立地計画承認事業者)	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
会津坂下町工場誘致条例	H19.12	【新設】 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること(空き工場も含む) ①建築面積 500 ㎡以上 ②投下固定資産総額が 2,000 万円以上又は新規常時雇用従業員数5人以上 【増設】 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること ①建築面積 300 ㎡以上 ②投下固定資産総額が 1,000 万円以上又は新規常時雇用従業員数3人以上 【移転】 移転前と比較し建築面積を縮小しないもので、新規常時雇用従業員が2人以上 ただし、建築面積が 500 ㎡以上	工場立地奨励金 ○固定資産税納付年額(土地、建物、償却資産)相当額とし、賃貸借契約分は除く ※5年間交付 ○支払時期 固定資産税を納付した最初の年度から5年間交付
		【新設】 従業員用住宅の用地として500 ㎡以上を取得し、3年以内に従業員用住宅を新築又は工事に着手した場合	住宅取得奨励金 ①中心市街地に用地を取得した場合 住宅用地にかかる土地及び家屋の不動産取得税相当額(1回限り交付) ②中心市街地外を取得した場合 住宅用地にかかる土地及び家屋の不動

			産取得税に 1/2 を乗じて得た相当額（1回限り交付） ○支払時期 当該土地に従業員用住宅完成後
		【新設】 工場立地奨励金の新設奨励金の要件に同じ 【増設】 工場立地奨励金の増設奨励金の要件に同じ 【移転】 工場立地奨励金の移転奨励金の要件に同じ	雇用促進奨励金 ①工場の新設・増設・移転をした事業者が、操業開始日から新規の常時雇用従業員で、かつ町内に住所を有する者を引き続き1年以上雇用している場合、当該雇用者1人につき 10 万円（1回限り）を乗じて得た額 ※限度額　なし ②工場の新設・増設・移転をした事業者が、操業開始日より1年以内に町外から町内に住所を移転した常時雇用従業員（本社からの出向した正社員を含む）で、引き続き2年以上雇用している場合、当該雇用者1人につき 10 万円（1回限り）を乗じて得た額 ※限度額　なし ○支払時期　指定雇用年の翌年

07422

福島県

湯川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域 新増設　2,700	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
湯川村地域総合整備資金貸付要綱	H6.7	①公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施される事業 ②営業の開始に伴い事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれる事業 ③設備投資総額（用地取得費を除く）が1億円以上の事業 ④用地取得等の契約後3年以内に営業が開始される事業 ⑤株式会社、有限会社、民法第 34 条の規定により設立された法人、その他法人	融資 ○貸付利率　無利子 ○貸付額 ①借入総額の 25% 2,000 万円～7億 5,000 万円 ただし用地取得費は設備投資総額の 1/3 を限度として算入 ②年度を超える場合の貸付限度額　11 億 2,000 万円 ○償還期間　15 年以内 （3年以内の措置期間を含む）

07423

福島県

柳津町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域 新増設　5,000	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
柳津町企業立地促進事業補助金交付要綱	H30.4	次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。 （1）町内で新たに2，000㎡以上の工場等用地を取得し工場等を開設するもの。 （2）工場等の投下固定資産額が5，000万円以上であること。 （3）雇用者が5人以上であること。内、2人以上町に住所を有し居住している者を雇用すること。 （4）工場等の建設及び事業の実施にあたり、公害を発生するおそれのないもの又は公害発生の防止に必要な措置を講じており、公害防止に関する法令、その他関係法令に違反しないこと。	【用地取得補助金】 土地の取得価格に2分の1を乗じた額（千円未満切り捨て）（上限500万円）。 【施設整備補助金】 施設等の整備に要した経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て）（上限250万円） 【操業奨励補助金】 施設等の投下固定資産額に2分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て）（上限250万円） 適用期間は操業開始の課税年度から3箇年間

07444

福島県

三島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域 新増設　2,700	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
三島町誘致工場等の貸付基金の設置及び管理に関する条例	S56.9	○町が誘致した工場等 ○工場等拡張のための用地の購入、機械の設備増改築	工場設備資金貸付金 ○限度額　800 万円以内 ○期　間　10 年以内 ○利　子　なし ○償還方法　10 年以内の均等償還

07445

福島県

金山町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域 新増設　　2,700	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
金山町工場誘致条例	S54.3	1. 町の区域内に次のいずれかに該当する工場を新設し、又は増設しようとする者のうち適当と認めるもので町長の指定した者 ①工場の新設又は増設のための投下予定の減価償却資産の取得価格の合計額が 1,000 万円以上であるもの ②新設し、又は増設しようとする工場において、常時雇用しようとする従業員の数が 20 人以上であるもの	助成金 ○限度額・当該工場の新設又は増設部分の償却資産に係る固定資産税が課税されることとなる最初の年度及びこれに続く2箇年度における固定資産税の合算額の範囲内とする。200 万円以内
			便宜供与 ○工場用地のあっせん ○排水施設の新設・改良 ○道路橋梁の新設、改良 ○堤防、護岸施設の新設・改良 ○公園、広場、緑地、住宅等の厚生施設の整備 ○上下水道、じんかい処理場、汚物処理場等の衛生施設の整備 ○工場労働者のあっせん ○金融あっせん、借入金の利子補給 ○国、県、その他団体権限措置のあっせん ○その他必要な施設の整備、行政上の措置
		2. 前項のもののほか、町が誘致した工場で町長が適当と認めたもの	助成金 ○限度額　200 万円の範囲内
			便宜供与 ○上記に同じ

07446

福島県

昭和村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域 新増設　2,700	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
昭和村企業等の貸付基金の設置及び管理に関する条例	S62.4	投下固定資産額 3,000 万円以上で次の事業を行うもの 1. 工場等の拡張のための用地購入 2. 機械の設備・工場の増改築事業 3. 環境整備など福祉増進に関する事業 4. その他企業の振興のため村長が認めるもの	融資 ○貸付金額 800 万円以内 ○貸付条件 ・期間 10 年以内 ・利子 無利子 ・償還 10 回以内の均等償還

07447

福島県

会津美里町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新増設 製造業、旅館業　500 資本金5,000万円超1億円以下　1,000 資本金1億円超　2,000 情報サービス業等、 農林水産物等販売業　500	—	課税免除	固定資産税	3年間
土地取得価格の合計　10,000 農林漁業及びその関連業種　5,000 (地域未来投資促進法に基づく企業立地計画承認事業者)	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
会津美里町工場設置奨励条例	H19.10	①工場の新増設のための投下固定資産額 ・新設　2,000 万円以上 ・増設　1,000 万円以上 ②新規雇用人数　5人以上	工場設置奨励金 ○工場の新増設により新たに賦課され、その年度に完納した固定資産税相当額 ○事業完了後、固定資産税が賦課された年度から3年間
			工場操業奨励金 ○新増設のための建物・設備費に1億円以上の投下固定資産額があった場合には、1,000 万円を交付する ○工業団地内での新増設に限る
			雇用促進奨励金 ○新増設により、町内に住所を有する者を新規に5人以上かつ1年以上雇用した場合、従業員1人につき月2万円を操業月から3年間交付する ○工業団地内での新増設に限る
会津美里町地域総	H17.10	地域振興に資する事業で	融資

合整備資金貸付要綱		○1人以上の新たな雇用 ○設備投資額 1,000 万円以上 ○契約後5年以内に営業開始	○借入総額の 35%まで無利子貸付(300 万円以上 10 億 5,000 万円まで) ○償還期間は 15 年以内とする

07461

福島県

西郷村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
西郷村企業立地促進条例	H20.6	1. 工業団地内の新設、増設、移転、借地工場設置届出を要する ○投下固定資産総額 5,000 万円以上 ○工場の延床面積 200 ㎡以上 2. 3年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設に着手 3. 工場立地協定の締結	企業立地奨励金 ○固定資産税相当額の範囲内 （5年間、5億円）
		企業立地奨励金の交付の決定 ○新規雇用者が、新設の場合は 10 人以上、増設及び移転の場合は、5人以上、1年以上の継続雇用がされるもの	雇用促進奨励金 ○新規雇用者で村内に住所を有するものは1人につき 10 万円、村外に住所を有するものは5万円 ○操業を開始した年の翌年に始期が属する年度を交付期間とし 1,000 万円を限度とする
		1. 企業立地奨励金の交付の決定を受けた事業者であること 2. 新設、増設又は移転に係る工場の操業を開始した日において設置した緑地の面積について、敷地面積にたいする割合が 100 分の 20 を超えるものであること。	○緑地整備奨励金 緑地の面積のうち敷地面積に対する割合の 100 分の 20 を超える部分の緑地の整備に要した費用の 100 分の 50 以内の額とし、新設、増設又は移転に係る工場の操業を開始した都市の翌年に始期が属する年度を交付期間とし 1000 万円を限度とする。

07464

福島県

泉崎村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新増設　製造業等　10,000 農林漁業関連業種　5,000 （地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者）	―	課税免除	固定資産税	3年間

07465

福島県

中島村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新増設　製造業等　20,000 農林漁業関連業種　5,000 （企業立地促進法に基づく企業立地計画承認事業者）	―	課税免除	固定資産税	3年間

07466
福島県
矢吹町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
矢吹町企業立地促進条例	H29.6	(1)新設する事業施設等の取得又は借地する物件が次に掲げるアからイの要件に該当すること。 ア　取得又は借地用地面積 1,000 平方メートル以上 イ　建築面積 200 平方メートル以上であること。 (2)増設する事業施設が建築面積 200 平方メートル以上であること。	企業立地奨励金 ○新設又は増設若しくは移転した工場等に係る土地(借地及び自己所有の土地の場合は除く。)及び家屋並びに償却資産に対する固定資産税相当額全額(課税の免除をうけることができる場合は当該課税の免除を受けた額を固定資産税相当額から控除して得た額)を操業又は営業開始の日以後最初に固定資産税が課税される年度を初年度として、5年間交付するものとする。
		新設する事業施設等の取得物件が次に掲げる(1)から(3)の要件に該当すること。 (1)　用地取得面積1,000平方メートル以上であること。 (2)　建築面積200平方メートル以上であること。 (3)　用地取得後5年度以内に操業を開始すること。	進出準備奨励金 土地取得額の3／10(1億円を上限とする。)を交付する。
		(1)企業立地奨励金の交付要件を満たした事業施設等で、操業開始の日から(操業又は営業開始の準備のための期間を含む。)1年を経過した日までの間に新規に雇用された者が、申請時点で継続して雇用されていること。 (2)空き家工場等利活用奨励金の交付要件を満たした事業施設等で、操業開始の日から(操業又は営業開始の準備のための期間を含む。)1年を経過した日までの間に新規に雇用された者が、申請時点で継続して雇用されていること。	雇用促進奨励金 ○町内に住所を有する新規雇用者(町内に住所を有しているが、生活拠点を主にしない者は除く。)1人につき10万円とし、奨励金の交付は1回限りとする。
		利活用する事業施設等に、複数年の使用期間の賃貸借契約を締結して操業する場合	空き工場等利用活用奨励金 ○1年間の賃借料の1／10 に相当する

			額を、3年間交付する。
		本店機能を矢吹町に移したことに伴い、雇用していた従業員が町内に転入し、1年以上住所を有する意思がある場合	雇用定住奨励金 ○町外から町内に転入した従業員（町内に住所を有しているが、生活拠点を主にしない者は除く。）1人につき10万円とし、奨励金の交付は1回限りとする。

07481
福島県
棚倉町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　製造業等　10,000 農林漁業関連業種　5,000 (地域経済索引事業促進法に基づく承認地域経済索引事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
棚倉町工場設置奨励条例	H10. 4	新設 1. 工場等設置に係る投下固定資本額が 3,000 万円以上であること 2. 操業開始後1年以内に常時雇用の従業員(労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 21 条各号に規定する者を除く。以下この表において同じ)を新たに 10 人以上雇用すること 3. 倒産又は廃業により生じた建物、用地等を取得し利用する場合は、倒産又は廃業が明らかで売買が証明できるものであること	工場設置奨励金 1) 交付期間 工場等設置後、町が最初に固定資産税を賦課した年度から3年間 2) 奨励金の額 各年度ごとにその固定資産税相当額に次の割合を乗じて得た金額を奨励金として交付する 1年目　固定資産税相当額の 100/100 2年目　固定資産税相当額の 80/100 3年目　固定資産税相当額の 60/100 なお、3年間の交付合計限度額は1億円とする
		増設 1. 増設に係る新たな投下固定資本額が 2,000 万円以上であること。ただし、この投下固定資本額は、償却資産を除くものとする 2. 工場等増設完了後、常時雇用の従業員の数が増設前の数を下回らないこと 3. 倒産又は廃業により生じた建物、用地等を取得し利用する場合は、倒産又は廃業が明らかで売買が証明できるものであること	工場設置奨励金 1) 交付期間 工場増設完了後、町が最初に増設部分に係る固定資産税を賦課した年度から3年間 2) 奨励金の額 各年度ごとに増設部分に係る固定資産税相当額(償却資産分を除く)に次の割合を乗じて得た金額を奨励金として交付する 1年目　固定資産税相当額の 70/100 2年目　固定資産税相当額の 50/100 3年目　固定資産税相当額の 30/100

			なお、3年間の交付合計限度額は 5,000 万円とする
		移転 1. 移転に係る新たな投下固定資本額が 3,000 万円以上であること 2. 操業開始後常時雇用の従業員の数が移転前の数を下回らないこと 3. 倒産又は廃業により生じた建物、用地等を取得し利用する場合は、倒産又は廃業が明らかで売買が証明できるものであること	工場設置奨励金 1) 交付期間 工場移転後、町が最初に移転部分に係る固定資産税を賦課した年度から3年間 2) 奨励金の額 各年度ごとに移転部分に係る固定資産税相当額(償却資産分を除く。)に次の割合を乗じて得た金額を奨励金として交付する 1年目 固定資産税相当額の 100/100 2年目 固定資産税相当額の 80/100 3年目 固定資産税相当額の 60/100 なお、3年間の交付合計限度額は 5,000 万円とする
棚倉町きぎょう支援事業補助金交付要綱	R5.4	【企業オフィス開設等支援事業】 1. 町内に本社又は本店を有していない法人であること。 2. 町内においてサテライトオフィスを開設する事業又は町内に本社及び本店機能など拠点となるオフィスを移転する事業を行う法人であること。 3. サテライトオフィス及び拠点となるオフィスを開設することで、勤務者として移住者、二地域居住者又は新たな雇用が生じる事業を行う法人であること。 4. 補助金の交付を受けて開設したオフィス等施設を、原則3年以上運用する意思がある法人であること。	【補助金の額】 補助対象経費の3分の2の額とし、100万円を限度とする。

07482

福島県

矢祭町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新増設　2,700	―	課税免除	固定資産税	3年間
新増設　製造業等　20,000 農林漁業関連業種　5,000 (企業立地促進法に基づく企業立地計画承認事業者)	―	課税減免	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
矢祭町企業誘致条例	S39.12 H16.4 改正	町の区域内に企業等を新設し、または増設しようとする者のうち助成及び便宜供与を受けることが適当と認められ指定された者 ①企業等の新設または増設のための投下予定の固定資産総額が1,000万円以上である者 ②企業等の新設または増設により町の財政及び産業振興の発展に多大に寄与する者	便宜供与 ○企業用地を提供、あっせん ○排水施設を新設、改良 ○道路及び橋梁を新設、改良 ○堤防及び護岸施設を新設、改良 ○公園、広場、緑地、住宅等の厚生施設の整備 ○企業等に必要な水道等の衛生施設を整備 ○企業等に必要な従業員のあっせん ○国、県、その他の団体の権限に属する必要な措置のあっせん ○その他必要となる施設の整備、行政上の措置

07483

福島県

塙町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新増設　2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
塙町企業誘致条例	H3. 2	①町内への工場新設 ②固定資産総額 2,200 万円以上 ③常時使用工員数 10 人以上	工場設置奨励金 ○工場の設置が完了した初年度に町が賦課した固定資産税相当額を3年間
		○町内への工場新設	便宜供与 ○工場用地のあっせん ○道路の整備

07484

福島県

鮫川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

<table>
<tr><th colspan="2">適用基準</th><th rowspan="2">措置事項</th><th rowspan="2">措置範囲</th><th rowspan="2">適用期間</th></tr>
<tr><th>投下固定資本額（万円以上）</th><th>従業員（人以上）</th></tr>
<tr><td>過疎地域
新増設　　2,700</td><td rowspan="2">—</td><td rowspan="2">課税免除</td><td rowspan="2">固定資産税</td><td rowspan="2">3年間</td></tr>
<tr><td>新増設　製造業等　　20,000
　農林漁業関連業種　　5,000
（企業立地促進法に基づく企業立地計画承認事業者）</td></tr>
</table>

07501

福島県

石川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新増設　2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
新増設　製造業等　10,000 農林漁業関連業種　5,000 (地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
町内全域 中小企業者等 (生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画認定事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
石川町企業立地促進条例	H20.3	【新設】 投下固定資産　1億円 操業開始後1年以内新規雇用者 10 人以上 【増設・移転(償却資産除く)】 投下固定資産　5千万円以上 従前の従業員を下回らないこと	企業立地奨励金 ○固定資産税納付額の全額 操業開始年度翌年度から5年間

07502

福島県

玉川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　製造業等　　20,000 　　農林漁業関連業種 5,000 (企業立地促進法に基づく企業立地計画承認事業者)	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
玉川村企業誘致促進条例	H6.3	①村の区域内に工場等を新設又は増設しようとする事業者 ②工業生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む)を構成する減価償却資産の取得価格が1億円以上 ③操業開始から1年以内に常時雇用の従業員を新たに30人以上雇用	企業誘致等助成金 ○工場の新設又は増設部分に対する減価償却資産に係る固定資産税納付額に対する助成金 初年度　50/100 2年度　40/100 3年度　30/100
			便宜供与 ○工場用地等のあっせん

07503

福島県

平田村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　製造業等　20,000 農林漁業関連業種　5,000 (企業立地促進法に基づく企業立地計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
平田村工場等誘致条例	S41.3	①村の区域内に工場等を新設又は増設しようとする者 ②投下予定固定資産総額が1億円以上 ③常時雇用従業員20名以上	奨励金 ○新設又は増設の部分にかかる固定資産税額の 3/10 相当額を3ヶ年交付
			便宜供与 ○工場用地の提供又はあっせん○道路等の整備
平田村地域総合整備資金貸付要綱	H3.7	①村の区域内に立地する企業 ②新規雇用　1人以上 ③設備投資の総額(用地費を除く) 1,000 万円以上 ④用地取得等の契約後5年以内に営業開始	工場設備資金貸付金 ○貸付対象事業に係る借入総額(用地取得費を含む)の 45%以内 ○限度額　16.8 億円 ○利　子　なし ○期　間　15 年以内 (5年据置含む)

07504

福島県

浅川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　製造業等　20,000 農林漁業関連業種　5,000 (企業立地促進法に基づく企業立地計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
復興産業集積区域内　新増設 (東日本大震災復興特別区域法に基づく指定事業者)	—	課税免除	固定資産税	5年間

07505

福島県

古殿町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域 新設又は増設　　2,700	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
古殿町企業立地促進条例	H19.8	新設（増設又は移転を含む。） ○投下固定資本総額 2,700 万円以上 ○用地を取得した場合は、取得の日から3年以内に操業開始 ○社会保険に加入する従業員を新たに 10 人以上（増設又は移転の場合は5人以上）雇用し、うち 3/5 以上は町内に住所がある者を雇用	操業助成金 ○設置した工場等の面積1㎡につき1万円（3,000 万円を限度）
			工場等立地助成金 ○設置した工場等に課税される固定資産税相当額（5年間　3年間課税免除を受けた場合は次の2年間）
			用地取得助成金 ○町が評価した用地の価格又は用地を取得した額のうち低い方の額の 1/2 の金額（5,000 万円を限度）
			雇用促進助成金 ○常時使用従業員として新たに雇用し、かつ操業開始日から引き続き1年以上使用している者（ただし町内に住所を有する者に限る。）1人あたり 10 万円
			借入金利子助成金 ○国又は県の制度資金から借入れた資金に係る利子相当額又はその資金よりも有利な条件で借入れた資金に係る利子相当額を操業1年経過後から 10 年間助成（5,000 万円を限度）

07521

福島県

三春町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設 農林漁業及びその関連業種　5,000 上記以外　10,000 (地域経済牽引事業促進法に基づく承認地域経済牽引事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
東日本大震災復興特別区域法の認定を受けた復興産業集積区域において対象施設を新増設した場合		課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
三春町工場等立地促進条例	H7.4	○工場等の新増設のための用地取得又は借地面積が 3,000 ㎡以上、若しくは延床面積が 500 ㎡以上 ○用地取得又は借地の日から3年以内に操業を開始すること	奨励金 ○固定資産税相当額を、新設にあたっては 10 ヶ年、増設にあたっては3ヶ年交付 便宜供与 ○立地条件に関する整備等
三春町雇用促進奨励金交付要綱	H25.5	○工場等の新増設に伴う投下固定資産額が 5,000 万円以上 ○新増設をした日から1年以内に新規に、三春町に住所を有する者(満 40 歳未満)を正規雇用し、かつ、対象雇用期間の各期の末日において継続雇用していること	奨励金 ○新規雇用1人につき 20 万円(新卒者については 30 万円)を交付(一会社等あたりの交付額は 3,000 万円を限度)

07522

福島県

小野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設(家屋・構築物・土地) 農林漁業関連業種　5,000 上記以外　10,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域(町内全域) 新増設等 資本金 5,000 万円以下　500 資本金 5,000 万円超 1 億円以下　1,000 資本金 1 億円超　2,000 ※上記に関わらず 農林水産物等販売業、情報サービス業等　500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
小野町企業立地促進条例	H19.9	①町の区域内に企業の新設、増設、拡張を伴う移転を行う者 ②投下固定資産額が1億円以上 ③企業立地促進指定企業の指定をされたもの	奨励金 ○投下固定資産額に対する固定資産税相当額以内 ・新設 初年度～3年度　100/100 4年度～5年度　50/100 ・増設、移転 初年度～3年度　50/100 4年度～5年度　25/100 ○5ヶ年度以内 ※上記の企業立地促進法に基づく税制上の優遇措置との重複部分については対象外とする。
		①及び②同上 ③企業立地促進指定企業の指定を受けることが	便宜供与 ○用地及び建物を提供、斡旋

		認められる企業	○道路及び橋梁を新設又は改良すること ○その他必要な事項
小野町地域総合整備資金貸付要綱	H3.7	①公益性、事業採算性低収益性の観点から実施される事業確保が見込まれる事業 ②事業の営業開始に伴い、事業地域内において、5人以上の新規雇用が見込まれる事業 ③設備投資の総額（用地取得費を除く）が 2,500 万円以上 ④用地取得等の契約後5年以内に操業開始 ⑤株式会社、有限会社、民法第 34 条の規定により設立された法人、その他法人	○利　子　無利子 ○貸付限度額 ①借入総額（用地取得費を含む）の 20% 　限度額　6億円 ②年度を超える場合借入総額(用地取得費を含む)の 20% ○限度額　9億円 ○償還期間　15 年以内 （5 年以内の措置期間）

07541

福島県

広野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新増設　製造業等　20,000 農林漁業関連業種　5,000 （企業立地促進法に基づく企業立地計画承認事業者）	—	課税免除	固定資産税	3年間
新増設　2,700 （原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法）	製造業　— 製造業以外　15	不均一課税		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
広野町企業立地促進条例	H20.3	町内への工場の新設又は増設 ○工場生産設備総額 5,000 万円を超える額 ○従業者数 10 人以上	助成金 ○固定資産税に相当する額を予算の範囲内 （3年間）
		常時雇用従業員（正社員）を雇用した企業 町内に住所を有するものに限る ○工場の新設又は増設に係る新規雇用 ○既存工場の新規雇用	奨励金 工場の新設又は増設で 1 年以上雇用 ○10 人以上：1人につき 10 万円 ○10 人未満：1人につき5万円 既存工場 ○1人につき5万円

07542
福島県
楢葉町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設 2,700 (原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)	製造業 — 製造業以外 15	不均一課税	固定資産税	3年間
新増設 製造業等 20,000 (地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
新増設 (福島復興再生特別措置法に基づく企業立地事業者)	—	課税免除	固定資産税	5年間
新増設 (復興産業集積区域内において事業を実施する法人または個人事業主)	—	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
楢葉町工場誘致条例	S62.6	○工場の新増設 ①工場生産設備総額 1億円超 (中小企業にあっては 5,000 万円) ②常時使用する従業員数 50 人以上 (中小企業にあっては 20 人以上) ○建築基準法による確認と検査済証	操業奨励金 ○工場建物の床面積×1,000 円 便宜供与 ○立地条件に関する整備等
		○新増設に係る操業について 30 日以内に新規雇用者(町内に住所を有する者に限る)を 20 人(中小企業にあっては10人)以上雇用し、かつ1年以上引続き雇用している者	雇用促進奨励金 ○従業員1人につき5万円 ○限度額 500 万円

07543
福島県
富岡町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　2,700 (原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)	製造業　— 製造業以外　15	不均一課税	固定資産税	3年間
新増設　製造業等　20,000 農林漁業関連業種　5,000 (企業立地促進法に基づく企業立地計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
新増設 (福島復興再生特別措置法)	—	課税免除	固定資産税	5年間
新増設 (東日本大震災復興特別区域法)	—	課税免除	固定資産税	5年間

07544

福島県

川内村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額　　（万円以上）	従業員（人以上）			
新増設 （市町村認可の場合） 東日本大震災特別区域法	―	課税免除	固定資産税	5年間
新増設 （県認可の場合） 福島復興再生特別措置法	―	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
川内村田ノ入工場団地土地賃借管理及び施設設置管理に関する条例	H29.10.30	工場の新設	当初3年間、土地貸付料について全額免除

07545

福島県

大熊町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　2,700 (原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)	製造業　— 製造業以外　15	不均一課税	固定資産税	3年間
新増設 (福島復興再生特別措置法)	—	課税免除	固定資産税	5年間
新増設 (東日本大震災復興特別区域法)	—	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例(等)名	制定年月	対象者の要件	内　容
大熊町ゼロカーボン補助金交付要綱	R4.4.1	平成 31 年4月 10 日以降、大熊町内で事業を営む事業者又は本補助事業完了後に大熊町内で事業を開始することが認められる者(以下「町内事業者等」という。)が対象。 ・ 新築の非住宅の建築物であること ・ 自家消費用の太陽光発電が設置されること ・ 非住宅の用途に供する部分が下記の基準等に適合 ①再エネを除いた基準一次エネルギー消費量から一次エネルギー消費量削減率 ZEB:20%以上、Nearly ZEB:20%以上 ZEB Ready:50%以上 ②再エネを加えた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率 ZEB : 100 % 以 上 、Nearly	ZEB:対象経費の 2 分の 1 (上限:40 万円/㎡、 最大金額 5 億円) Nearly ZEB:対象経費の 3 分の 1 (上限:40 万円/㎡、 最大金額 3 億円) ZEB Ready:対象経費の 4 分の1 (上限:40 万円/㎡、 最大金額 1 億円)

		ZEB:75%以上	

07546

福島県

双葉町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設 (福島復興再生特別措置法に基づく確認事業者、認定事業者、指定事業者)	—	課税免除	固定資産税	5年間
新増設　製造業等　10,000 農林漁業関連業種　5,000 (地域経済牽引事業促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除		3年間
新増設　2,700 (原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)	製造業　— 製造業以外　15	不均一課税		3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
双葉町企業誘致条例	H30.6	中野地区復興産業拠点において、定期借地権を設定し、事業所等を整備する事業者	賃料を3年間無償とする
		＜操業奨励金 (1)基礎奨励金＞ 事業所等の新設又は再開について建築確認を受け、かつ、検査済証を交付された事業所等であって、次の各号に該当するもの。 (1)投下固定資本総額 500 万円以上 (2) 常時使用する従業員の人数 2人以上	※限度額 3,000 万円(基礎奨励金+特別奨励金の合計額) ○新設又は再開に係る事業所等延床面積に対して1㎡当たり 1,000 円
		＜操業奨励金 (2)特別奨励金＞ 試験研究施設、研修施設又は工場であってイノベーションコースト構想の重点分野に係るものその他これに類するものとして町長が認めた施設の新設又は再開について建築確認を受け、かつ、検査済証を交付された事業所等であって、次の各号に該当するもの。 (1)投下固定資本総額 5,000 万円以上 (2) 常時使用する従業員の人数 20 人以上	○新設又は再開に係る事業所等延床面積に対して1㎡当たり 9,000 円

		＜雇用促進奨励金＞ 操業奨励金の交付を受けたもので、事業所等の新設又は再開をした事業者で当該事業所等の新設又は再開に係る操業の開始の日から起算して1月を経過した日において町内に住所を有する従業員を雇用しており、かつ、当該従業員を同日から1年を経過した日まで引き続き雇用したもの	＜雇用促進奨励金＞ 〇従業員1人につき 10 万円 限度額 500 万円
緑化率の引き下げに係る準則条例	H30.6	中野地区復興産業拠点に立地する特定工場 ・業種：製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業（一部発電所は除く） ・面積要件：敷地面積 9,000 ㎡以上または建築面積 3,000 ㎡以上）	〇特定工場に係る緑地率を国準則から緩和し、緑地面積率を 15％以上、緑地及び環境施設面積率を 20％以上とする

07548

福島県

浪江町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準 投下固定資本額(万円以上)など	措置事項	措置範囲	適用期間
企業立地促進地域(旧避難指示解除区域を含む避難解除区域、避難指示解除区域、居住制限区域)に事業用施設-設備等を建設または購入し、福島県から「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」についての認定を受けた事業所	課税免除	事業税、固定資産税、不動産取得税	5年間
	特別償却又は税額控除	法人税	
工業生産設備取得額 2,700 万 (福島県税特別措置条例)	課税免除	事業税　固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
浪江町地域総合整備資金貸付要綱	H3.10 (H22.4 改正)	①貸付対象事業の設備投資の総額 2,500 万円以上 ②新規雇用 5人以上 ③その他要件 ・公益性、事業採算性、低収益性の観点から実施される事業 ・用地取得等の契約後5年以内に営業開始される事業	工場設備貸付金 ○限度額 貸付対象に係る借入総額の 20% 6億円限度 ○利子　なし ○期間　15 年以内 (うち据置5年以内) ○保証 民間金融機関等の連帯保証が必要
町内再開事業者等光熱水費等補助金	H28.7	浪江町では町内にて事業を再開／新たに開始された事業者様を対象に事業所の電気料金・上下水道料金の補助を行う。	○補助額:補助対象経費の 1/2 製造業　最大 60 万円/年 スーパーマーケット　最大 45 万円/年 その他　最大 30 万円/年
地域復興実用化開発等促進事業費補助金		・地元企業等、福島県浜通り地域に本社、試験-評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業、研究所、国立高等専門学校機構または農業協同組合その他の法人格を有する団体等 ・地元企業などと連携して実施する企	①中小企業:補助対象経費の 2/3 ※(3/4) ②大企業:補助対象経費の 1/3 ※(1/2) 補助上限額は7億円 ※連携協定書等、福島県浜通り地域の自治体と連携して事業を実施する企業等につ

		業	いては()内の補助率を適用。
ICT オフィス立地促進事業費補助金（運営費、初期費用補助）		・ソフトウェア業、インターネット付随サービス業などの事業者 ・県の立地地域別基本計画に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けていること。 ・新規地元雇用者1名以上。 ・事業活動を継続して5年以上行うことが見込まれること。	① 運営費：対象経費の 1/2 以内、年度ごとに 100 万円を上限として最大3年間補助 ② 初期費用：対象経費の 1/2 以内、300 万上限で 1 回限り補助 本社機能移転の場合は上限 500 万
福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金（F補助金）		事業所の新設または増設に伴い、契約電力が増加すること。 雇用人数が3人以上増加すること。	支払電気料金の一部を最大8年間補助。
浪江町企業立地促進条例	R4. 3. 15	＜企業立地補助金＞ ・令和 4 年 4 月 1 日以降、投下固定資産の価格の合計額が 1 億円以上の新設、増設又は再整備であること。 ・新たに雇用した正規従業員又は非正規従業員が、事業開始日において、5 人以上であること。 ・上記における合計人数に対する非正規従業員の割合が 1/3 以下であること。	建物等の延床面積（㎡）×1,000 円 （上限 500 万円）
		＜雇用促進補助金＞ ・企業立地補助金の交付を受けた事業者であること。 ・事業開始日から起算して6月を経過する日までに、町内に住所を有し、町内に居住する正規従業員又は非正規従業員を新たに雇用し、同日から 1 年を経過した日において引き続き雇用していること。	・正規従業員 20 万円/人 ・非正規従業員 10 万円/人 （上限 500 万円）

07548
福島県
葛尾村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新増設　2,700	―	課税免除	固定資産税	3年間
新増設　2,700 (原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)	製造業　― 製造業以外　15	不均一課税	固定資産税	3年間
新増設 (東日本大震災復興特別区域法)	―	課税免除	固定資産税	5年間
新増設 (福島復興再生特別措置法)	―	課税免除	固定資産税	5年間

07561

福島県

新地町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新増設　製造業等　　20,000 農林漁業関連業種 5,000 （地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者）	―	課税免除	固定資産税	3年間
新増設　　2,700 （原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法）	製造業　　― 製造業以外	不均一課税	固定資産税	3年間
東日本大震災復興特別区域法に基づく福島県復興推進計画（ふくしま産業復興投資促進特区）に定められた復興産業集積区域内において、復興に寄与する事業（新設・増設）を行う場合に適用	―	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
新地町地域総合整備資金貸付要綱	H18.12	①株式会社、有限会社、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 33 条の規定により設立された法人その他の法人 ②公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施される事業 ③営業の開始に伴い事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれる事業 ④事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く）が 2,500 万円以上の事業 ⑤用地取得等の契約後5年以内に営業が開始される事業	融資 ○貸付利率　無利子 貸付額 ①借入総額の 20% おおむね 500 万円以上～6億円 ただし、用地取得費は 1/3 を限度として算入 ②年度を越える場合（4年以内）の貸付限度額9億円 ○償還期間　15 年

07564
福島県
飯舘村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新増設　　2,700 (令和3年3月31日までに新増設した財産)	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
飯舘村企業立地促進奨励金交付要綱	H10.4	○飯舘村村内に工場等を建設する者(事業者等)(飯舘村租税特別措置条例第3条課税免除者) ○常時雇用人数 10 人以上	企業立地奨励交付金 ○当該工場等の事業開始後条例第3条第1号の課税免除を受けた期間の翌年度から2年間 ○固定資産税相当額を交付 ※予算措置をした年度に限り運用
飯舘村企業立地等支援条例	R3.6	【新設企業に対する補助金】 (1) 工場の新設に係る操業の開始の日から1年を経過する日まで当該工場における常時雇用の従業員を新たに 5 人以上雇用すること。 (2) 用地取得又は賃借後 2 年以内に操業を開始すること。	【新設企業に対する補助金】 1)用地取得補助金 2)用地賃貸借補助金 3)工場取得補助金(新設及び既存工場の 4)工場賃貸借補助金 5)機械設備等補助金 6)福利厚生施設補助金 7)操業奨励金
		【既存企業に対する補助金】 (1) 用地の取得及び当該工場の事業規模を維持又は拡大する増改築であること。 (2) 工場の増改築に係る操業の開始の日において、当該工場における常時雇用の従業員が 5 人以上であること。 (3) 用地取得後 2 年以内に操業を開始すること。	【既存企業に対する補助金】 1)用地取得補助金 2)工場取得補助金(新設及び既存工場の買収又は改築を含む。) 3)工場等増改築補助金(資材保管倉庫を含む。) 4)機械設備等補助金 5)工場等増改築補助金のうち福利厚生施設 6)操業奨励金

飯舘村農村楽園基金条例 （村内ベンチャー企業創出支援事業）	H1.3	個人もしくは3名以上の村民等で構成する団体。ただし行政区を除く。 原則として、国・県の補助の採択を受けている者。	1）新商品の企画開発 2）展示直売施設等の建設 3）農家が現に居住する民家当において行う民泊、レストラン等の事業 4）その他、本村の新しい産業形態創出に資する事業で村長が認める事業 助成率：50％以内 限度額：200 万円以内
飯舘村スタートアップ補助金交付要綱	R5.1	【スタートダッシュ補助金】 1　当該事業を本格操業することを目的にしている者 2　当該同一事業において国・県関係補助金交付決定者である者 3　村の産業振興に資する計画を有し、取り組む者 ※1～3 全ての要件を満たす者	【スタートダッシュ補助金】 国県村補助対象経費以外の経費新たに取り組む業務に対しての補助 補助上限額 2,000,000 円※予算の範囲内
		【スタートサポート補助金】 1　村関係者で生業(なりわい)をはじめようとしている方※生業とは別途定めるものとする。	【スタートサポート補助金】 生業として事業実施するに当たり、係る経費 総事業費 400,000 円補助率 75％補助上限額 300,000 円※予算の範囲内
飯舘村事業再開等支援補助金交付要綱	H29.1	中小企業基本法に定める中小企業者であり，次の各号のいずれかに該当するもの (1) 村内で事業を再開する事業者 (2) その他村長が認める事業者	(1) 事業用施設，設備等の新設，改修及び事業用地の購入，借上げ等 (2) 再開準備にかかる仕入れ等の諸経費 (3) 国、県や支援機関等が実施する助成事業等における自己負担金への充当 (4) その他村長が必要と認める経費 （補助金の額は，福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金の交付決定額に，補助残である自己負担分を加えた額の 5%）